

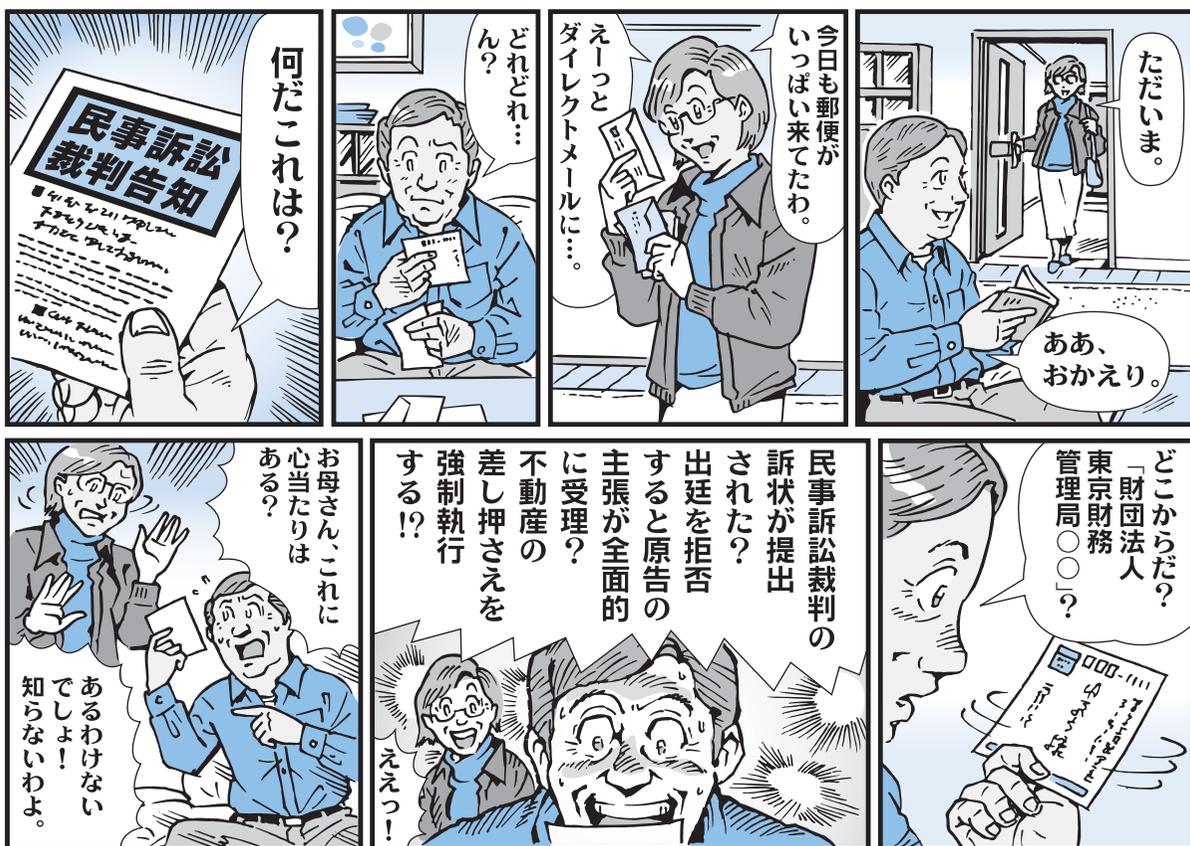
わたしは ダメサレナイ!!

第4話 架空請求(振り込め詐欺)

●監修 丹野 美絵子(たんの・みえこ)

(社)全国消費生活相談員協会常任理事/消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた詐欺事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか?ここで再現する巧みな話術に、その秘密が隠されています。「私だけは大丈夫!」なんて甘く考えてはいませんか?実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。



架空請求とは?

架空請求は、オレオレ詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺と並ぶ「振り込め詐欺」の代表的な手口の一つで、身に覚えのない件で一方的に請求し振り込ませるものです。最近では、インターネットなどを利用するケースも増え、被害は一向に減らないのが現状です。特に、携帯電話を使った振り込め詐欺への警戒が強くなる中、文書による古典的な手口が復活の兆しを見せ始めています。さまざまある架空請求の中から、今回は「はがき」による架空請求の例を紹介します。

その手口とは?

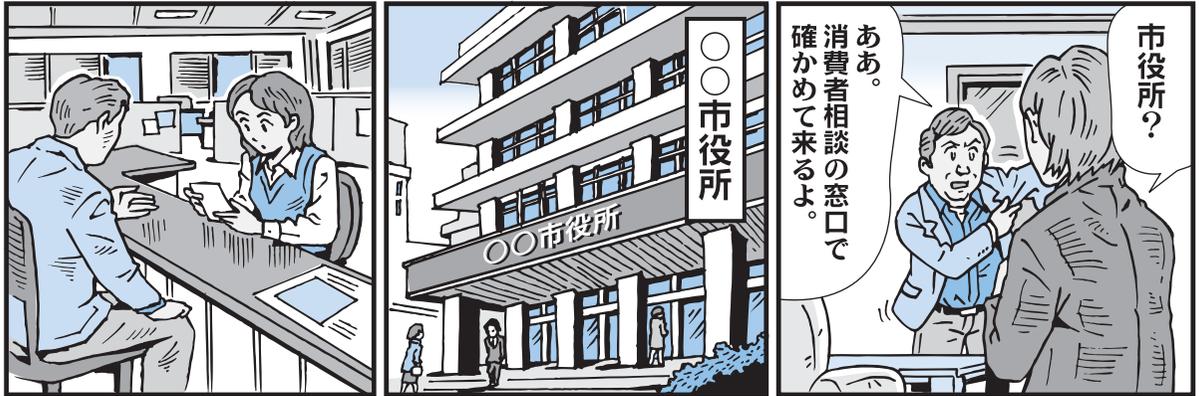
ステップ1 はがきの送付

おおむね次のようなことを記載したはがきを、無差別に一般家庭に郵送します。

- ① 不安を感じさせるタイトル
- ② 未払い金があること
- ③ 未払い金を回収するために民事訴訟を起したこと
- ④ ケースによっては強制執行の可能性があること

- ⑤ 裁判取り下げを希望する場合は指定期日までに連絡すること
- ⑥ 連絡がない場合は勤務先にも郵送すること

- ⑦ 公的機関をイメージさせる差出人名
- ⑧ 未払い金の名目は、「有料サイトの利用料金」「通販会社からの契約不履行」などというものから、「消費契約取引料金未納」「総合消費料金未納」など内容不明のものまで



まざまです。特に、はがきのタイトルは「民事訴訟裁判告知」「民事訴訟最終通告書」「民事裁判告知通達書」などとなっております。消費者の不安を強くあおるように仕組まれています。もちろん、差出人の名称も公的機関をイメージさせるものです。

ポイント

電話でのコンタクト

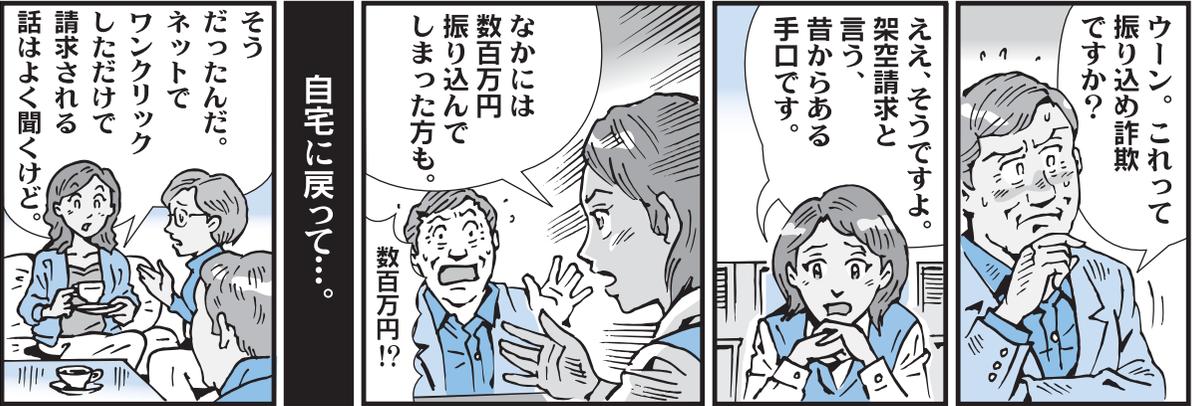
実は、はがきを受け取った時点で無視すれば、架空請求の詐欺に遭うことはありません。不安にかられて、はがきに書かれた連絡先に電話すると、詐欺に遭う確率が気にアップします。「裁判を有利に進めるために優秀な弁護士を紹介する」「解決金を支払えば訴訟を取り下げる」などと、電話をかけた人の対応に合わせて詐欺行為を働くのです。

対処法は?

① 差出人と接触しないこと

一般的に、「身に覚えがないことは、相手に連絡を取って、自分自身でよく確認してみよう」と考えがちです。しかし、架空請求では「相手に連絡を取る」ことこそ一番してはいけないことです!

架空請求のはがきを一方的に送りつけてくる業者は、無差別に送っているため相手が誰であるか正確に把握していません。ところが、電話することにより、住所、氏名が確認されるだけでなく、言葉たくみにほかの個人情報も聞き出される恐れがあります。ですから、差出人には絶対に連絡してはいけません。



自宅に戻って...



②最寄りの相談窓口へ連絡する
 架空請求に書かれている内容は、決して気持ちのよいものではありません。少しでも不安を感じたら、最寄りの消費生活センターなどの相談窓口へ連絡することです。

③架空請求事業者名の確認
 専門家に相談するのが一番ですが、国民生活センターなどは「架空請求事業者名」を公表しています。こうした情報に日々から接しておくことも予防方法の一つとなります。

ネット、携帯電話にも注意
 今回は「はがき」による例を紹介しましたが、インターネットや携帯電話でも架空請求の詐欺事件が頻発しています。日ごろの報道に目を向けるなどして十分に注意しましょう。

困ったときの相談窓口は？

全国各地の消費生活センター
 各自治体相談窓口
 日本弁護士連合会 03-3580-9841
<http://www.nichibenren.or.jp/>
 日本司法書士会連合会 03-3359-4171
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>
 日本司法支援センター(法テラス)
 0570-078374(全国共通)
<http://www.houterasu.or.jp/>